

令和 8 年度福島県小児救急電話相談業務

一般競争入札

入札説明書

(郵便入札方式)

令和 8 年 3 月

福島県保健福祉部

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件「令和8年度福島県小児救急電話相談業務」に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者(契約権者)

福島県

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度福島県小児救急電話相談業務

(2) 業務の仕様等

別紙の福島県小児救急電話相談業務委託仕様書(案)のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、4に規定する資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 本社が所在する都道府県の法人事業税及び法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) この公告の日から過去5年以内において、仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書（コピー可）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村の証明）（コピー可）

エ 印鑑証明書（コピー可）

オ 未納の税額がないことの証明書（コピー可）

カ 3の（5）を証明する書類（コピー可）

キ 会社概要（任意様式）

※ 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

郵送（メール便その他これに類する方法を含む。）による。

(4) 提出先

下記5の（1）に同じ。

(5) 結果通知

令和8年3月17日（火）以降、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。

(6) 留意事項

資料作成等に必要な費用は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取を求めることがある。

5 入札書の提出期限及び送付先等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎7階）
福島県 保健福祉部 地域医療課

電 話 024-521-7221（直通）

ファクス 024-521-7926

電子メール iryu@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札書の提出期限

令和8年3月24日（火）午後5時必着

(3) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月25日(水) 午後4時
場 所 福島県庁西庁舎6階 保健福祉部会議室

6 入札書の提出方法

(1) 様式

入札書(様式4)

(2) 提出方法

郵送(書留郵便に限る。)による。

二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)

イ [3月25日開札「件名:令和8年度福島県小児救急電話相談業務」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(入札保証金納付免除申請書(様式3)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和8年3月13日(金)までに、上記5の(1)に示す場所に提出すること。)

(4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

8 開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効(ただし、下記11の(2)～(4)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式5。以下「質問書」という。)により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は、令和8年3月9日(月)午後5時までとし、提出先は上記5の(1)とする。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(3) 記名又は押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字その他により意思表示が不明瞭である入札

(6) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(7) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

- (8) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別紙）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から10日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

15 契約条項

契約書及び財務規則による。

16 質問の受付及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

(1) 提出書類

質問書（様式5）

(2) 提出期限

公告のあった日から令和8年3月9日（月）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出方法

上記5の（1）に示す場所に電子メール（PDF形式）又はファクスにより提出することとし、送信後に必ず電話で着信確認をすること。なお、電話その他口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式6）にて、令和8年3月11日（水）午後5時までに、福島県 保健福祉部 地域医療課ホームページに掲載する方法により回答する。

17 その他

(1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、入札前に説明を求めることができる。

(2) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(4) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

(5) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本入札説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本入札説明書の複写

ウ 第三者への本入札説明書複写物の配布

別紙

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） その他別に定めるとき。

2 （略）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5） 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （6） 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- （7） 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （8） 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の

相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)